

富岡町議会全員協議会日程

日 時：平成 29 年 2 月 8 日

時 間：午 前 1 0 時 か ら

富岡町役場 桑野分室

開 議 午前 10 時 00 分

出席議員 (13名)

議長	塚野芳美君	1番	渡辺英博君
2番	高野匠美君	3番	渡辺高一君
4番	堀本典明君	5番	早川恒久君
6番	遠藤一善君	7番	安藤正純君
8番	宇佐神幸一君	10番	高野泰君
11番	黒澤英男君	12番	高橋実君
13番	渡辺三男君		

欠席議員 (なし)

欠員議員 (1名)

説明のための出席者

町長	宮本皓一君
副町長	齊藤紀明君
副町長	滝沢一美君
教育長	石井賢一君
参事官	佐藤臣克君
参事官	伏見克彦君
企画課長	林紀夫君
税務課長	三瓶雅弘君
参事官	猪狩隆君
健康管理課長	植杉昭弘君
住民課長	

参 安 全 対 策 課 長	渡 辺 弘 道	君
参 産 業 振 興 課 長	菅 野 利 行	君
復 旧 課 長	三 瓶 清 一	君
教 育 総 務 課 長	石 井 和 弘	君
いわき支所長	小 林 元 一	君
拠点整備課長	竹 原 信 也	君
統括出張所長	三 瓶 直 人	君
参 生 活 支 援 課 長	林 志 信	君

職務のための出席者

議 会 事 務 局 長	志 賀 智 秀
議 会 事 務 局 係 長	大 和 田 豊 一
議 会 事 務 局 係 主 任	藤 田 志 穂

説明のため出席した者

【1. 避難指示解除について】

原 子 力 災 害 部 長	後 藤 収	君
原 子 力 災 害 住 民 支 援 班 長	白 井 基 晴	君
原 子 力 災 害 住 民 支 援 班 員	小 澤 良 太	君
内閣府原子力被災者生活支援チーフ支援調整官	松 井 拓 郎	君
内閣府原子力被災者生活支援チーフ補佐	長 谷 部 翔 太	君
内閣府原子力被災者生活支援チーフ主査	工 藤 崇 裕	君

資源エネルギー庁
原子力発電所事故
収束対応室参事官

木 野 正 登 君

資源エネルギー庁
原子力損害対応室
原子力損害対応
総合調整官

渕 上 善 弘 君

復興庁参事官

中 崎 護 君

農林水産省
東北農政局震災
復興室地方参事官

上 崎 博 資 君

環境省福島環境
再生事務所本部長

坂 川 勉 君

環境省福島環境
再生事務所
除染対策第一課長

須 田 恵理子 君

環境省福島環境
再生事務所
除染対策第一課
事業管理専門官

中 川 春 菜 君

環境省福島環境
再生事務所
放射能汚染廃棄物
対策第二課
建物解体廃棄物
処理推進室長

中 川 正 則 君

福島相双復興
官民合同チーム
総務調整グループ
総合調整課長

山 岡 寛 君

福島県避難地域
復興局次長

守 岡 文 浩 君

付議事件

1. 避難指示解除について
2. その他

開 会 (午前10時00分)

○議長（塚野芳美君） 皆さん、おはようございます。ただいまより富岡町議会全員協議会を開会いたします。

初めに、閉会中に辞職を許可いたしました議員について報告いたします。閉会中9番、山本育男君より、平成29年1月30日付で議員の辞職願が提出され、平成29年1月30日付で許可いたしましたので報告いたします。したがいまして、現在の議員定数は13名であります。

ただいまの出席議員は13名であります。欠席議員はありません。説明のための出席者は、国の関係省庁職員の皆さん及び県の関係部局職員の皆さん、職務のための出席者は、町長、副町長、教育長、そのほか関係各位及び議会事務局長ほか議会事務局職員であります。

付議事件に入る前に、町長より全員協議会招集内容の説明とご挨拶をいただきたいと思います。

町長。

○町長（宮本皓一君） 皆さん、おはようございます。議員の皆さんには大変お忙しい中ご参集くださいまして、まことにありがとうございます。

本日の全員協議会の案件は、去る1月13日に開催いたしました行政区長会及び1月21日からいわき市、郡山市、そして東京会場において開催された国の住民説明会を踏まえ、避難指示解除について内閣府から改めて説明を受けるものであります。

住民説明会における主な意見は、町内の放射線量の現状を含めた除染などに関すること、福島第一原子力発電所の現状と廃炉作業に関すること、防犯対策の強化と鳥獣被害対策に関することなどであり、総じて町内での生活再建に当たっての安心と安全のさらなる確保だと確認しております。これらの町民の声を届けるため、昨日原子力災害現地対策本部長を初め、関係省庁に出向き、不安の払拭と中長期的かつ積極的な姿勢など、国の支援を求めるべく緊急要望を行ったところであります。議員の皆さんとの机に、昨日国に持つてまいりました緊急要望の内容等について配付済みであります。

避難指示解除は復興への第一歩であり、本町の復興再生に向けた最重要案件でありますので、議員各位と情報の共有を図ってまいりたいと考えております。議員の皆さんのお意見をお願い申し上げ、挨拶といたします。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（塚野芳美君） それでは、付議事件に入りますが、説明の前にご挨拶をいただきたいと思います。

国を代表いたしまして後藤さん、県を代表いたしまして守岡さん、お願ひいたします。

後藤さん。

○原子力災害現地対策本部副本部長（後藤 収君） おはようございます。本日、改めて国から避難指示の解除についての考え方を説明させていただく機会をいただきまして、まことにありがとうございます。

去る1月10日の全員協議会では、4月1日の避難指示の解除を提案させていただき、その後行政区

長会や全5回の住民説明会を開催し、住民の皆様方から解除に関する賛否両論のさまざまご意見や帰還に向けた課題についてお伺いさせていただきました。前回の全員協議会や住民説明会で頂戴したご意見について、国としても真摯に受けとめ、鋭意対応を進めているところでございます。また、今お話をございましたように、昨日宮本町長から内閣府の現地対策本部長である高木副大臣を初め、関係省庁、今村復興大臣等にも要望が行われたところであります。一つ一つの課題について、国としても重く受けとめており、しっかりと対応してまいりたいと考えております。

きょうの全員協議会では、こうした点も踏まえて丁寧にご説明をさせていただきたいと考えております。その上で、国として先般提案させていただいたとおり、本年4月1日に避難指示の解除を行う手続を進めてまいりたいと考えているところでございます。議員の皆様方や住民の皆様方からいただいた課題、そして今後頂戴する課題についても、町当局、県とも協力しつつ、避難指示の解除後においても、政府一丸となって真摯な対応を進めていくということを改めてお誓い申し上げたいと思います。

本日は、忌憚のないご意見をいただき、議論のさらなる積み重ねを進めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（塚野芳美君）　守岡さん、お願ひいたします。

○福島県避難地域復興局次長（守岡文浩君）　福島県避難地域復興局次長の守岡と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

福島県といたしましても、富岡町の復旧、復興のために町の皆様と一緒になりまして、あと国とも連携しながらしっかりと全力で取り組んでまいりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（塚野芳美君）　ありがとうございました。

それでは、付議事件1、避難指示解除についての説明をお願ひいたします。

松井さん。説明は着座のままで結構です。

○内閣府原子力被災者生活支援チーム支援調整官（松井拓郎君）　ありがとうございます。内閣府より参りました松井でございます。よろしくお願ひいたします。

それでは、お手元の資料でご説明させていただきます。富岡町の復興に向けた取り組みについてということでございます。1枚おめくりいただきまして、目次の次でございますが、解除につきましてでございます。2ページ、真ん中の3つ目の丸で、このたびことしの1月の全員協議会において4月1日の避難指示解除提案させていただいておりまして、その後1月中の行政区長会、それから全5回の住民説明会を開催いたしまして、住民の皆様のご意見を伺ってまいりました。これらでいただいたご意見に対する対応については、3ページ以降でご説明させていただきますが、解除のご提案については、改めて本年1月1日に避難指示解除準備区域及び居住制限区域の避難指示解除を行う手続を進めてまいりたいと考えております。

また、帰還に向けた環境整備、こちらについては、解除後も引き続き国としても政府一丸となって

取り組むということを改めてお約束をさせていただきたいと考えております。

4ページ以降に、個別のご指摘に対する対応状況というのを記載させていただいております。まず、4ページの一番上、フォローアップ除染でございます。これは、早急に実施すべき、避難指示解除後もやるべきということでございまして、上の丸から順にフォローアップ除染については1月末までに98%を完了しております。今年度後半に本格除染を完了した宅地、あるいはその解体工事が予定されている宅地を除いておおむね完了しております。また、解除後も、事後モニタリングなどで再汚染が確認された箇所については、相対的に線量が高い箇所から生活圏の線量低減に向けて引き続き実施していくということでございます。

また、除染結果の報告書、こちら順次発送しております。2月10日には昨年11月実施分までおおむね発送予定です。今後も、フォローアップ除染完了後2カ月をめどに、早期に住民の皆様に発送してまいります。

続いて、事後モニタリング結果の周知でございます。事後モニタリングについては、12月末までに99%完了しております。結果報告書については、3月上旬までに全世帯へ発送予定となっております。

それから、下の段ですけれども、前回のご指摘いただきました居住制限区域に接する帰還困難区域の除染、いわゆる際除染の見通しということでございます。下から2つ目のぽつですが、富岡地区と夜の森地区をつなぐ町道2006号線の沿いの復興拠点については、除染が完了しております。その他の箇所については、現在関係人への連絡を準備しております。3月下旬から除染を開始、本年夏ごろの完了を目指しております。

5ページ、JR、それから高速道路のり面、それから里山モデル除染の見通しということでございます。JR常磐線のり面につきましては、宅地隣接箇所の表土剥ぎ取りを8月末までに完了。高速道路のり面については、宅地隣接箇所の表土剥ぎ取りを3月末までに完了予定となっております。また里山再生モデル事業における除染については、既に現在も試験施工を開始しておりますが、引き続き除染を実施するということ。この範囲としては、役場の東側からグリーンフィールド富岡周辺約70ヘクタールという範囲でございます。

家屋解体について、年度内800件を着実に実施すべきということ。ご指摘については、1月末時点で約1,750件の申請のうち約900件既に完了しております。年度内にはさらに約400件を解体予定となっております。帰還の妨げにならないよう、来年度以降も切れ目なく解体工事着工予定です。

それから、一番下です。鳥獣被害、特にイノシシ対策の抜本的な対策ということで、こちらは1月24日に12市町村、国、県による広域の12市町村鳥獣被害対策会議を立ち上げております。この枠組みを使いながら周辺自治体と連携して抜本的な対策を加速していくと。具体的には、人身事故の防止対策のマニュアルの策定とか、イノシシ行動の追跡調査、GPSなど使った効果的な捕獲、追い払いといった取り組みをさらに進めていくということでございます。

6ページでございますが、夜間町内暗いということで、防犯灯の設置等の対策を強化すべきという

ご指摘もいただいております。町内の街灯については、今も修繕を進めておりまして、来年度以降も引き続き実施予定。それから、警察については、24時間体制でパトロールを実施しておりますが、3月末に双葉警察署が本庁舎へ本署機能を移転する予定。それから、消防についても、既に24時間体制でパトロールを実施しております、今後さらなる体制強化に向けて今検討いただいております。それから、民間警備会社による夜間、早朝のパトロールも、こちらもあわせて強化を検討中でございます。

それから、その下ですが、町内に所在していた国の機関について、帰還に向けた見通しを示すべきということで、こちらも前回の全協あるいは住民の皆様からもご指摘をいただいておりまして、まず廃炉汚染水対策現地事務所、こちらの町内に移転すべく調整中ということは、前回ご報告をしたとおりでございます。また、富岡労基署、それからハローワーク、こちらについては、29年度中に帰還をするということを目指すということでございます。また、福島地方法務局富岡出張所、こちらについては、29年の夏までに登記申請の受け付け、相談等の業務を再開することを目指すということで、当初月2回程度ということでございますが、これは利用状況に応じて随時見直してまいりたいと考えております。また、福島の富岡簡易裁判所、こちらについても同様に29年夏までに町内の臨時の執務場所に裁判所職員を派遣しまして、手続案内等の業務を再開するということを今目指しているところでございます。

7ページでございますが、町内の移動手段の充実ということでございます。こちら前回ご報告しておりますが、新常磐交通、こちらがいわき方面と町内を結ぶ路線バスを再開予定。また、路線バスが通らない地域の利便性ということで、町内拠点と町内各所を結ぶデマンド交通、ジャンボタクシーの運行を解除後に開始しまして、町内での移動を不便なく行えるようにしてまいりたいと思います。

また、買い物環境のご指摘もございました。こちら3月30日にさくらモールとみおかが全面開業ということでございますが、その開催をあわせて、一環として、この官民チームの事業とも連携をいたしまして、住民に地元商店での購入を促して、事業者の帰還をしやすい環境を整えるということで、来年度県の事業再開・帰還促進事業を活用したプレミアム商品券の発行といったことも今検討しております。

それから、8ページ、交通の関係でございまして、広域交通網の整備、常磐道の4車線化あるいはJR常磐線の開通、特急の運行といったご指摘もいただきました。常磐道の一部4車線化については復興・創生期間内での完成を目指しております、今広野インターから常磐富岡インター間についても、付加的な追い越し車線延長といったことを今予定をしております。JRの常磐線、29年度内に龍田一富岡間、31年度内に富岡一浪江間が開通予定でございまして、特急の運行についても、既にJRには要請をしておりますが、引き続きこちらからも働きかけてまいりたいと思います。

また、住民からのご指摘であったのが1Fの廃炉の見通しがつかない中で、なかなか戻るのは不安が大きいのではないかと。万が一のことがあったらどうするのだというふうなご指摘でございます。

それについて、まず第一原発の使用済み燃料、それから燃料デブリ、今も安定的に冷却を維持しておりますし、リスクは大幅に低減されてきているということ。また、建物の重要な建物につきましても、東日本大震災と同規模の地震あるいは津波でも倒壊しない健全性を確認しております。また、発電所内の電源が喪失しても、バックアップ電源や原子炉の注水冷却する手段を確保して日ごろから訓練を重ねているところでございます。廃炉作業の安全も最優先に行っておりまして、構内のダスト、こちらについても重層的に常時監視をしているということ。万が一に濃度が上昇した場合には、速やかに県、各市町村に情報提供を行うことをしております。また、昨年万が一の想定を踏まえた地域防災計画の改定、あるいは町の原子力災害広域避難計画の策定を行っておりまして、既に公表しております。これらの計画に基づいた町民向けの防災パンフレット、新年度に配布予定でございます。

それから、9ページでございますが、帰還困難区域の見通しということでございます。これは、現在政府内で福島復興災害特別措置法の改正法案検討しております、この中で避難指示を解除して帰還者の居住を可能とすることを目指す特定復興再生拠点区域を定めて、除染、インフラなどを進めていくこととしております。今後法案成立後に、この特定拠点区域の設定に向けて、町とご相談をさせていただきたいと考えております。

また、その他町の復興に向けた進捗ということで順次発表ございましたけれども、金融機関については3月22日から福島銀行、27日からあぶくま信金、それから4月6日から東邦銀行さんが町内で業務を再開予定、また大東銀行についても、解除後の業務再開を今予定していただいております。また、3月竣工予定のJAEA廃炉国際共同センター、国際共同研究棟でございますが、これは解除後4月中にも開所予定となってございます。

10ページ以降は、参考資料でございまして、特に13ページ、先ほどもご説明しておりますが、今のモニタリングのヒストグラムということでございます。平均としては、0.65マイクロシーベルトということでございますが、右側にポイントと数は少ないものの、幾つかまだ線量が高いところがあるということでございまして、こういったところを中心にどんどんたたいていって、さらにこの平均を左に寄せていくということは、この解除にかかわらず引き続き続けてまいりたいと考えてございます。

また、14ページに解体の実績等整理させていただいております。

私からの説明は以上です。ありがとうございました。

○議長（塙野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。質疑ございませんか。

8番、宇佐神幸一君。

○8番（宇佐神幸一君） 2点ほどご回答ください。

1点目は、5ページの鳥害駆除についてなのですが、対策会議がようやく立ち上がったということで、私としても少し安堵したのですが、前からお話ししたように、町民が今準備宿泊から解除後帰還をする段階にある中で、それに対してこの中で前もお話ししましたけれども、鳥害駆除をされる駆除隊の方たちが各町村とも高齢者の方がふえている。それに対して、こういう問題点というのは協

議されていくのかということと、あと駆除隊の方にお聞きすると、やっぱりもう駆除隊だけでは駆除できないと。住む町民が駆除、予防対策をする必要が今出てきているという、それは電気柵を回したり、いろんな方法あるのですが、それに対してやっぱり町民としては今までやっていないことをやるということで出費がかかると。そういうのも含めて、その支援策をどう考えているのかということと、あともう一点は、今回の資料には出ていませんが、前の資料には出ていたのですが、今準備宿泊ですが、帰還後も含めて地域住民が住む場合の光熱費の中の電気料、払わなければいけないと思うのですが、その状況についてこの前はちょっと詳しくお聞きできなかったので、帰還解除前と解除後についてはこういう形になるということで東北電力と協議していると思うのですが、その点教えてください。

○議長（塚野芳美君）　守岡さん。

○福島県避難地域復興局次長（守岡文浩君）　それでは、私まず鳥獣被害対策からご説明申し上げます。

現在避難地域では、住民の方がいらっしゃらないというようなことで、イノシシに対して圧力がないために草地またはススキ、草原、竹林など生息域が大分広がってしまいまして、駆除してもなかなかイノシシの被害が減らないという現状であると思っております。そのために、県といたしましては環境創造センターの溝口先生、これはいろいろ鳥獣関係の被害対策の専門家でございます。それと、宇都宮大学のイノシシの研究の全国でも第一人者の方でございます。あとは、イノシシ対策の先進県の長崎県の担当者、こういった方から成る対策のための専門家チームを昨年12月に立ち上げてございます。こういった4名の方のアドバイスのもと、総合的な対策をやっていこうというようなことで、今さまざま進めてございます。その4つの対策と申しますのは、今議員おっしゃるとおり、捕獲の部分でございます。まずは捕獲の部分。こちらについては、もちろん狩猟者の方も協会の方もご高齢というようなことで、大変だというようなことは十分お聞きしておりますので、そういった協会の方とも十分連携しながら、効果的、効率的にイノシシを捕獲するためにはどうするのかというのをまず1つでございます。

それとあともう一つ、ご指摘あったとおり環境管理ということで、イノシシはそういった草場とかあとは竹林、そういうものを食とするために、なかなかその場から立ち去らないというような問題がございます。そのために、そういったイノシシの餌場をなくすためにも草刈り、収穫樹、そういうものを伐採していこうというようなことが2つ目でございます。

それとあと、戻られた方がどうしてもここの地域、あとはこういった田畠を守らなくてはならない、そういうためには行動制限ということで防護柵を張らなくてはならない、こういったことを3つの対策を進めながら、もともとイノシシが生息していた里山にイノシシを追い払っていこうと、こういったことを効果的に、緊急的に、早急にこれは進めていくというようなことで、先月の24日には国、県、12市町村、それと先ほどの専門家チームから成る対策会議を立ち上げたところでございます、それで対策会議の中で何をやるかといいますと、その4つの対策を効果的に進めるためには、議員おっしゃ

るより予算面がこれは重要でございます。そこは、国にしっかりと支援をしていただきながら、それと専門家の知恵を12市町村の現場の方と共有しながら、具体的な取り組みを進めていきたいと思っております。

今まで具体的にやったことでございますけれども、もう専門家の方は現場に今入ってもらっております。そのために、あと今現在帰還された方、準備されている方、そういった方もいらっしゃるものですから、まずはそういった住民の方がイノシシに出会わないようにする。あとは、出会ったときの対処方法、そういったことのまとめた人身事故の防止マニュアル、これを緊急に作成いたしまして、先月12日は各市町村にも担当者ご出席のもと説明し、お配りしてございます。そういったもので緊急的にはまず住民の方の安全、安心を確保していただく。それと、先ほどの4つの対策を対策会議の中でやっていこうということで皆さんご同意得ておりますので、今現在専門家も現地に入り込みながらそれぞれの市町村ごとに効果的、効率的にこうやっていこうというアドバイスをしながら、今実証実験も取り組みながら、先ほど説明したイノシシの生息域をイノシシに実際GPSをつけてどこにいっぱいいるのかとか、そういったことを考えながら効果的な対策をやっていこうということで今現在取り組んでいるところでございます。

○議長（塙野芳美君）　松井さん。

○内閣府原子力被災者生活支援チーム支援調整官（松井拓郎君）　今お話しになりましたイノシシの問題については、国としても予算面等でバックアップをしっかりとていきたいと思っております。

それから、電気料金でございますが、こちら解除後半年を限度として避難をされている方については電気料金は免除になるということでございます。

なお、その前でも町に帰還して電気をご利用される方については、電気料金発生をされるということでございまして、こちらについては、東北電力にお申し込みいただくことになります。詳細については、戻った後に東北電力から連絡が来ると東北電力から確認をしておりますので、そちらをごらんいただいてお申し込みいただくという形になろうかと思います。

○議長（塙野芳美君）　8番、宇佐神幸一君。

○8番（宇佐神幸一君）　まず、1番目のイノシシの県の話なのですが、一番心配しているのは、県で専門家を呼んでやることはいいと思うのです。また、対策マニュアルつくるのもいいと思うのですが、実働隊の高齢化がどうやって阻止できるのか。また、これは各町村では登録されている方のみができると思いますので、各町村単位ではできない可能性は十分、これだけはもう無理だと思うのです、人員的な。その点対策は、今の中では詳しく言わていなかったので、その1点、もう一度これからどうするのかということと、あと2点目の電気料については、たしか東北電力ネットでも一応避難地域についての説明は出ていますが、私が読んだ中では、これ間違っているかどうかわかりませんが、今の松井さんが言った中では免除と言われていますが、東北電力はとりあえず解除前でも解除後でも、使うものについては電気料が発生する。その免除というのではなくて、もし帰還後……これ間違った

ら指摘して結構です。帰還後、使う方はそのまま継続して使う。ただ、半年間は使うか使わないか町民の方に判断によって基本料は取らないような形のことは書いてあったのですが、これ間違っていますか。だから、免除ではなくてどっちにしろ取るわけですので、ただ半年間は帰って使うのだ、使わないのだ、それは町民に任せますよと。使うのだったら料金いただきますよという形なのだと思うのですが、違いますか。

○議長（塙野芳美君）　守岡さん。

○福島県避難地域復興局次長（守岡文浩君）　獣友会の方ともその辺は十分ご相談しながら、この対策会議の中の制度も利用しながら、そこはしっかりと対応していきたいと考えております。

○議長（塙野芳美君）　松井さん。

○内閣府原子力被災者生活支援チーム支援調整官（松井拓郎君）　今のご指摘については、基本的におっしゃるとおりでございまして、基本料金については、帰還されるまで免除ということでございまして、ただその前でも戻って使えば、その分について従量分についてはかかるということでございます。

○議長（塙野芳美君）　8番、宇佐神幸一君。

○8番（宇佐神幸一君）　1問目の駆除についてはわかりました。

ただ、2問目の電気については、もう一度ちょっと、今の回答は納得できない。私の理解では、要するに料金は発生するのだと。ただ、基本料金は免除します。何をしますという、発生するのだということは町民に認識与えるなら与えなければいけないのです。その点をわかりやすく東北電力に説明をいただきくなり、何かしらの方法はとるべきではないですか、どうですか。

○議長（塙野芳美君）　松井さん。

○内閣府原子力被災者生活支援チーム支援調整官（松井拓郎君）　おっしゃるとおりだと思います。確かに私自身の説明もわかりにくくて申しわけございませんが、住民の方にわかりやすい周知徹底の方法を東北電力と協議して対応したいと思います。

○議長（塙野芳美君）　そのほかございますか。

4番、堀本典明君。

○4番（堀本典明君）　質問何点かさせていただきます。

まず、6ページについて、前回ちょっと避難指示解除後、国の機関についていつごろをめどに業務再開されるのかということで、一応この短い間に目標を立てていただいたということで、とりあえずここは安心しておるのですが、今県で合同庁舎の修繕は3月末で終わるというような話は聞いているのですが、事業再開についてはどのようなお考えがあるのかお聞かせいただきたいのと、あと同じく県に質問なのですが、今町内の県道はほぼ復旧は終わっていると思うのですが、以前からの問題だと思うのですが、道幅が余り広くなくて、大型トラックが頻繁に走っているものですから、ぜひそういったところで解体なども進んで、用地の取得などもやりやすくなってきているのかなと思うのですが、

そのあたりでその拡幅を含めた県道の見直しをしていただけるのかどうかというのもちょっとお伺いしたい。

あと、これは国になるかと思うのですが、決まったわけではありませんが、4月の解除を目指しているということで、町としては新年度になって異常にいろいろと混乱する時期に解除になるわけでありますので、行政サービスなど滞らないように、以前からお願いしておりましたが、今多くの自治体から職員の派遣をいただいておりますが、これを継続はもちろんしていただけると思うのですが、もう少し行政サービスが滞らないように手厚い職員の派遣などしていただけると思うのですが、そのあたりの体制が整っているかどうかというのもお聞きしたいのですが、お願いいたします。

○議長（塚野芳美君）　守岡さん。

○福島県避難地域復興局次長（守岡文浩君）　まず、第1点目の県の合同庁舎の関係でございます。議員ご指摘のとおり、県の富岡合同庁舎につきましては、現在修繕工事を進めておりまして、年度末には完了する予定でございます。このため、富岡町の避難指示が解除された場合、福島県といたしましては、新年度から富岡合同庁舎での出先機関の業務を再開させる予定でございます。

それとあと2つ目、町の県管理の道路の関係でございますが、こちらにつきましては、今現在例えば小野富岡線、あと国道288号線、これは具体的に今進めておるところでございまして、小野富岡線につきましては、もちろん終わっているところもございますし、30年度前半の完了を予定している。あとは、288号線については半分以上の路線で今工事が終わっているところでございます。それ以外にも、いろいろとご指摘の部分、何かこの部分がふぐあいがあるとかいう部分ございましたらば、具体的に後で教えていただきながら、現場の事務所としっかり取り組んでいく考えでございます。

○議長（塚野芳美君）　松井さん。

○内閣府原子力被災者生活支援チーム支援調整官（松井拓郎君）　2点目の体制の件でございます。まず、現在も例えば経済産業省から2名職員の派遣をしておりましたりとか、ほかにも国、県、ほか自治体から今10名ほど派遣をしております。そういうところについては、引き続き続けながら町の行政サービスに断絶がないようにしっかり支えていきたいと思いますし、また全国のほかの自治体からも、これまで被災地に職員の派遣というのはやっていただいておりますが、これをもう一回てこ入れをして、私どもの上司に当たる高木経産副大臣も、例えば東京都の区長に要請に行ったりとかいうことも直接やっていただいたりしながら、全国の自治体から被災地の町に応援の職員の派遣ということを今要請をしているところでございますので、こういった働きかけをしっかり続けながら、町の行政サービスに断絶がないように国としてもサポートしてまいりたいと思います。

○議長（塚野芳美君）　4番、堀本典明君。

○4番（堀本典明君）　ありがとうございます。

県の合同庁舎を再開していただけるというのは、すごく明るいニュースであります、町民の安心につながることだと思うので、非常にありがたいなと思います。

あと、県道につきましては、大きなところはきれいに直ってきてているのですが、やはり町内狭い場所などかなりありますので、また後ほどいろいろとご相談させていただきながら、ぜひ修繕なり、ちょっとそういったところも前向きにお考えいただきたいなと思います。

あと、国では今ほどおっしゃっていただいたように、前向きにいろいろ努力していただいているというのはわかつております。ただ、その中で間違いなくその町民サービス、解除をしてしまったがために町民サービスが滞ったなんていうことがないように、きちんとサポートをしていただきたいと思いますので、そのあたりきちんと調整いただきまして、早目に対応いただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 後藤さん。

○原子力災害現地対策本部副本部長（後藤 収君） 解除に伴いまして、非常に行政サービスの需要がふえてくるということと、それから今回3月には役場を富岡町に戻すということで、郡山と二重の状況が生じるわけでありますから、役場の職員の皆さん方も大変な状況になることは我々も十分理解しております。そういう意味では派遣職員、それから国の役所側の派遣職員、それから全国の自治体からの応援職員なんかも途切れないように、そしてまたふやせるように精いっぱい頑張りますので、またそこはご指導いただければと思います。

○議長（塚野芳美君） よろしいですか。

そのほかございませんか。

7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） 大きく分けて2点質問させてください。

1点目は、除染に関する質問なのですけれども、本格除染が終わってフォローアップ除染が終わりました。今の説明で、この13ページで平均値が0.65という数字が出ていますけれども、この0.65というのはまず通過点だと思うのです。やはり1ミリを目指すということであれば、最低でも0.23くらいまでは本当は解除の前にやってほしかったというのが本音なのですけれども、とりあえず0.65までは下がりましたよと。ただ、まだまだ高いというのが実態なものですから、この後の0.65から今後どのようなスケジュール、工程表で除染をやっていくか。確かに里山再生モデル事業というので森林の除染はやりますよということは決まっていますけれども、町全体から見れば、やってもらえるこの70ヘクタールというのはまだまだ一握りです。確かにその役場再開に合わせて、職員の方が戻るその近くをやってもらえるというのは大変ありがたいことなのですけれども、住民の方が帰る里山というのはまだまだいっぱいあるので、この里山再生事業に入らなかった森林もあるわけですから、その工程をまず示した上でとにかく29年度はこれやる、30年度はこれやる、そのような工程表がないと、このまま自然減衰を目指すのかととられてしまうのです。ここで終わってしまうのかととられてしまうので、具体的なことを示してほしい、それが1点です。

あと2点目は、避難指示解除の宣言をした場合に、これは住民から見れば安全宣言なのです。私の

ような年齢の人間ばかりが帰るのではなくて、小さな子供まで帰るものですから、そういう安全宣言をするということは、例えばその中にこれは食べてはいけないよとか、この中に行ってはいけないよとか、摂取制限とか立ち入り制限があるのかどうか。本来であれば、キノコだってタケノコだって食べていいと思うのです、安全宣言なのですから。ただ、今までの国との話し合いの中では、自己責任で帰っていただくという言葉が出てくるものだから、確かに帰る、帰らないの判断は自己責任なのですけれども、勝手に帰ってくださいでは困るわけなのです。国が責任を持って、安全ですから帰つてもらって結構ですよと。結局 IAEAとか国際基準とか、そういうたるもので年間20ミリ以下、3.8以下だから安全なのですよと環境省は一点張りでこだわっていますけれども、町民では1ミリというものを希望していますから、これはあくまでも心の問題かもしれませんけれども、やはり国が責任を持ったもっと自信を持って安全宣言をしてもらいたい。その2点を回答してください。

○議長（塚野芳美君） 坂川さん。

○環境省福島環境再生事務所本部長（坂川 勉君） まず、フォローアップ除染につきましてお答えしたいと思います。

現在フォローアップ除染98%完了したということになっているわけで、もうすぐ全体がまず一旦終わるわけでありますけれども、しかしこれでフォローアップ除染が終わるわけではない。引き続き、必要な箇所はやっていくということでございまして、事後モニタリングの結果を見て、まだ比較的線量が高い地域ありますので、きょうの資料にもヒストグラムありましたけれども、まだ線量が高い場所がございますので、そういうところから引き続きフォローアップ除染を進めていくということを考えております。

また、このフォローアップ除染のやり方、それからそれでどの程度下がるのかというところ、これそれぞれの場所によって異なるかと思っておりますので、現時点で全体的なスケジュールなかなかお示ししにくいところあるわけでございますけれども、線量の高いところから下げながら、引き続きフォローアップ除染、そして線量の低下を目指していくということに努めてまいりたいと考えております。よろしくお願ひいたします。

○議長（塚野芳美君） 松井さん。

○内閣府原子力被災者生活支援チーム支援調整官（松井拓郎君） 今の2点目の安全宣言というご指摘でございます。もちろん国としては、解除というのは戻って問題ないということの判断をしているわけですので、解除そのものが一つの安全宣言の裏返しであると、これは前回も申し上げたとおりであります。他方で、自己責任になるのではないかとか、戻ってからもし健康被害があったらどうするのだというようなご指摘、これも従前から議員から何度もご指摘をいただいたりとか、それからまた今回の住民説明会でも、やはり解除した後のさまざまご不安というのをお持ちの方がおられるということも、私自身も非常に痛感をしておるということでございます。

まず、科学的な部分については、もちろん今も県民健康調査やっていますし、それはいろんなその

第三者機関、政府の大学とか、研究機関の研究なんかもやっておりますので、今の時点で科学的には大丈夫だと私どもとしては承知をしておりますが、そういった因果関係の分析とか、そういったものは引き続き続けると。それに対して、国としてもそういったものをちゃんとデータを分析しながらフォローしていくというのは、これ当然のことだと思います。その上で、住民の方、国が自信持って担保しろというご指摘については、これはやはり戻ってからの住民の皆様ご不安あるのは当然のことだと思います。国としては、そこについてもやはり冒頭も申し上げたとおり、解除したら全部終わりだということではなくて、それは健康面のご不安も含めて国としてはもちろん解除後もしっかりサポートしていくということは、これは改めてお約束をさせていただきたいと思いますし、今の時点で科学的にはもちろん大丈夫だと思っておるわけであります、万が一そういう、基本的にはないということになっていますけれども、科学の世界に絶対はないわけで、いろんな支障が生じた場合には、国としてもそこについても逃げずにきちんと問題に取り組むということは、解除するしないにかかわらず当然のことと思っております。

○議長（塚野芳美君）　松井さんでよろしいですか、その摂取制限及び立ち入り制限の件についてはいかがですか。どなたがお答えになりますか。

松井さん。

○内閣府原子力被災者生活支援チーム支援調整官（松井拓郎君）　失礼いたしました。

摂取制限、それからさまざまな制限については、出荷制限につきましては、現在も例えは野菜類等についてはその解除に向けた今データの集積等行われております、これは避難指示解除と直接連動しているわけではございませんが、きちんと安全性が確認されれば、順次解除されていくということでございます。

また、キノコ、タケノコといったものについては、残念ながらなかなか直ちにベクレルが下がるというようなことについては難しいかもしれません。これは、何も富岡町に限った話ではなくて、福島県共通の課題だと思っております。ここについては、まずしっかりと線量をはかって管理をするということ、はかる中で数値化してその安心を取り戻していくということから着実に積み重ねていくことが必要かなと思っています。

○議長（塚野芳美君）　7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君）　1点目の除染からまた質問させてください。

何%が完了するとか、そういったことはかなり耳ざわりのいい言葉なのですけれども、まだ線量が高いところがあればフォローアップをやりますというようなお答えなのですけれども、フォローアップ、フォローアップでいって、この0.65がどこまで下がるのかなというのがやはり私疑問あります。フォローアップでもう限界があれば、2回目の本格除染、こういったものも必要性があるのかなと思うのです。宅地周りの本格除染とか、自宅から20メートル周りとか、森林はやらないとか、そういうような今までの決めを見直して、里山もやらなければならぬ。自宅周りから20メートル超えてもや

らなければならない。場合によっては、そういうフォローアップで下がらなければそこまで考えるべきかなと思うのですが、その辺も含めてご回答ください。

あと、避難指示解除について科学的根拠とかという言葉出てきますけれども、私が心配しているのはやはり長期、10年後、20年後に、二、三年後にはまだまだ大丈夫かなと思うのですが、長年住んでいろんなものを長年食べることによって、飲料することによって、低線量被曝というものが万が一発生した場合に、その因果関係の举証義務を被災者に立証しなさい、これはかなり厳しいです。やはり国が先ほど松井さんが言ったように、避難指示解除を安全宣言ですと胸張って言うのであれば、举証義務、これは原発事故のせいではないよという、違うよという举証義務は国側にあるべきであって、そういうようなやはり国がもし不満があったら裁判で訴えてこい、因果関係を示してこい、これは私は違うと思うのです。その辺をやはり私は物すごく心配していて、そのタケノコとかキノコなんかも、富岡町のホームページ見てもらうとわかるのですけれども、かなりゲルマニウム半導体できっちりはかった結果数値が出ていますので、議長も気を使ってくれて、摂取制限、立ち入り制限があるのかないのかと再度松井さんに説明を求めていますけれども、摂取制限があるとないと、白か黒かという話はまだ聞こえていないのです。その辺があやふやな解除では困ります。やはり富岡町の現状はこういう現状だから、とりあえず解除はしますけれども、こういった食べ物は食べないでくださいとか、里山には入らないでくださいとか、自宅から20メートルを超えたところには行かないほうがいいですよとか、そういうわかりやすいことを説明をしないと、やはりまだまだあやふやだな、中途半端だなと私は思うのです。その辺もう一度お願いします。

○議長（塙野芳美君） 坂川さん。

○環境省福島環境再生事務所本部長（坂川 勉君） まず、フォローアップ除染でございますが、今まで富岡町の中で行っているフォローアップ除染に関しましても、特に線量が高いというようなところに関しましては、例えば従来行っておりませんでした森林の表土の剥ぎ取りというのも行うなど従来とは違うやり方も試しながら進めてきておりまして、まずフォローアップ除染をしっかりとやることが大事だと思っております。

その上で、議員ご指摘のようにそれをやってもなかなか下がらないという場所がありましたならば、それではその周辺の影響があるのかないのかとか、そういうこともよく調べながら、さらなる対応について検討をしてまいりたいと考えております。よろしくお願ひいたします。

○議長（塙野芳美君） 松井さん。

○内閣府原子力被災者生活支援チーム支援調整官（松井拓郎君） 私には大きく2点だと思いますが、1点目、举証責任を帰還された住民に押しつけるなということ、おっしゃるお気持ちは非常によくわかります。国としては、科学的には大丈夫だということでございますけれども、それでもう一切お手上げで何もしないということではございません。繰り返しになりますけれども、県民健康調査などそういう分析調査というのはしっかり続けながら、万が一何かあった場合には、その因果関係の検証

といったことも国としてもやっていくということでありますし、個人個人でさまざまご事情異なると思いますので、そういう方々に対しては、一人一人のご事情に応じたきめ細やかなサポートというのは、これは別に解除にかかわらず今後も続けていく必要があると思っております。

また、立ち入りとか食べ物のだめなものとかはっきりしろというご指摘については、食べ物については摂取制限、出荷制限等かかっておりますので、こういったことについては、きちんとわかりやすく住民の皆様に発信をしていくということをやっていきたいと思いますし、立ち入り規制については、もちろん解除すれば当然ございませんけれども、ご不安に思うようなところは、今本部長からも話ありましたけれども、例えば人が立ち入るような森林の表土剥ぎといったようなことは今も除染をしていますので、そこは引き続きご不安のないように除染等の対策を進めていきたいと考えております。

○議長（塙野芳美君） いいですか。

○7番（安藤正純君） はい。

○議長（塙野芳美君） そのほかございませんか。

6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） まず、今までいろいろ話をしてきた中で、それに対する対応の状況が出てきたわけですけれども、まずこれに対しましては大分進んで、いろいろしていただいたということで、これは素直に評価したいと思います。

ただ、その中で富岡町の場合には帰還困難区域という状況であっても、住宅の流れの中のところに帰還困難区域があるのはご存じだと思うのですけれども、その中でこの帰還困難区域のことが9ページに若干出ているのですけれども、新聞報道なんかによりますと、今年度内にはある程度方向性を決めるということで、特措法のことが出ているわけですけれども、現在政府が今話をしている4月1日以降について、帰還困難区域の方向性というのはどうなっているのか、ちょっとお聞かせください。

○議長（塙野芳美君） 松井さん。

○内閣府原子力被災者生活支援チーム支援調整官（松井拓郎君） ありがとうございます。

帰還困難区域については、繰り返しですけれども、今まさに法律の整備検討を進めているところでございまして、政府案が確定しまして、国会でお諮りした結果成立すれば、その枠組みができるということでございます。あとは、この枠組みを踏まえてどの範囲を特定復興拠点としていくのかというところを町これから詰めていかなければいけないと考えておりますので、なるべく早くそういった協議というのを制度ができ次第進めて、早くこの拠点の設定というものが進むように我々として取り組んでいきたいと考えております。

○議長（塙野芳美君） 6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） 言葉の中にも、帰還を強制されるものではありませんとは書いてあるわけですけれども、現実的に本当に仮に避難指示解除になっても、富岡町のこの復興という言葉でいえば、まだ復旧の状態であって、復興の第一歩が始まるぐらいの状態だということは重々わかると思うので

す。そういう中で、今までほかの議員さんからもあったのですが、施策をしっかりと取り組みますという言葉は今いただいているのですが、先に避難指示が解除が決定したところなんかでは、そういう何か担保をとった形をしている新聞報道もあったのですが、富岡町に関しては、そういうようなきちんとした形での担保という可能性というのはあるのでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 後藤さん。

○原子力災害現地対策本部副本部長（後藤 収君） 今まで避難指示解除したところ、例えば南相馬市とか川俣町で国と県と町の3者が入った形で、ある意味で今後の復興に向けた協議合意書というものをつくっておりまます。そういう意味では、これから町ともまた議論が必要だとは思いますが、富岡町におきましても、そのようなものが必要であるというお話であれば、前向きに検討させていただきます。

○議長（塚野芳美君） 6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） 当然このペーパーでしっかりと取り組みますということで、疑っているわけではありませんが、やはりそこはきちんとしていただきたいと思います。

私としては、こういう先の施策、住民サービスとかいろいろ除染の問題出ているわけですけれども、そういうものがきちんと担保をされるということが町との間で結ばれていくのであれば、私個人的にはやはり解除の話が出てくることによって、これだけ行政の施設の再開とか金融機関の再開とか出てきているですから、やはり進めるためにはそれは必要だということで、私としては町がそういう形できちんと担保していただけるのであれば、4月1日の解除ということで進んでいくということでおいいのかなと個人的には思っております。

○議長（塚野芳美君） 6番さん、町がではないですよね。国の担保ですよね。よろしいですか。

○6番（遠藤一善君） 失礼いたしました。国の担保でございます。

○議長（塚野芳美君） そのほかございますか。

2番、高野匠美君。

○2番（高野匠美君） 2点ほど質問させていただきます。

町の説明会には、本当にいろいろとご苦労ありがとうございました。その中で、町民から意見、質問いっぱい出ました。すごく胸の痛い質問もいっぱい、私も聞いていて、これはちゃんと答えなければだめなのではないのかなと本当に思いました。それで、この町民の説明会で出た質問に関して、国としては町民にどのようにというか、改めてというか、きちんと答えを示すという機会はおありなのでしょうか。そういう質問に対して、もうそういうことはしないというのであれば、どうしてなのかということをちょっとお聞きしたいと思います。

それと、富岡町の復興に向けた施策は、もう4月解除になるので、どういうことが今の段階で国はこれだということをお考えになっているのか、また改めてお聞きしたいのですけれども、この2点よろしくお願ひします。

○議長（塙野芳美君）　松井さん、施策の件は一応とりあえずの説明あったわけですけれども、あえてまた説明いただきたいと思います。

○内閣府原子力被災者生活支援チーム支援調整官（松井拓郎君）　ありがとうございます。

1点目のご指摘については、まさに住民の皆さんからさまざまご指摘をいただきました。例えば除染等について、ここができるないとか、そういったご指摘については、もう既にその説明会が終了後にそれぞれ住民の皆様にアプローチをして対応しているところでありますし、それ以外の具体的な要望というよりはもっとより大きな視点のご指摘等については、きょうのご回答あるいはまた今後個別にそういった住民の方々との意見交換というのは当然続けていきますので、そういった中で一つ一つお答えをしていきたいと思っております。その場で答えたものもありますし、まだ引き続き議論の必要があるものについては、国としても別にそれで終わりというつもりはございませんので、引き続きやってまいりたいと思います。

それから、2点目の復興に向けた施策ということでございまして、きょうお示ししたような点については、まさに4月1日の避難指示解除に向けた当面の短期的な取り組みということだと思いますがきょうの議員の皆様方のご指摘を受けて、やはり解除してそこから先というのがありますます重要なことを改めて認識しております。こちらについては、例えば産業の集積ということですと、JAEAの廃炉国際共同研究棟というのが1つできるということで、国としてはイノベーションコースト構想というのも掲げながら、この浜通りの新しい産業の育成ということに携わっているわけでありますので、1つはこのJAEAのセンターを中心とした産業集積というのが町の復興の一つの柱になるのではないかなど我々としては考えております。

それ以外にも、やはりむしろ解除された後には、より新たな人も含めて事業の再開というのがどんどん進んでいくと思っておりますので、これは官民合同チームおととしにつくりました。こちらの合同チームを今回の法律の改正の中でも、これを改めて法律上の組織としてきちんと位置づけるということで、ある種国のコミットメントをさらに強化するということあります。この官民チームを法定化しまして、事業再開あるいはその事業継続に当たっての支援というのをこれから引き続き続けていく所存でありますので、そういった中でいろんな事業者の方が戻られる、あるいは新たに町の中で事業を起こされるということで、人の活気がどんどん生まれていくというような、そういった形、町づくりというものを国としてもしっかりと町と連携しながらバックアップしていきたいと考えております。

○議長（塙野芳美君）　2番、高野匠美君。

○2番（高野匠美君）　ありがとうございます。

ただ、説明会でも町民の方々はここで言った、言わないということにとても不透明さが残るという意見も大分出ていたと思うのです。それであれば、国としてはこういうことだということを文書で出すというお考えはないのでしょうか、その辺ちょっとお聞きしたいです。

○議長（塙野芳美君） 松井さん。

○内閣府原子力被災者生活支援チーム支援調整官（松井拓郎君） 説明会でのやりとりについては、議事録を町の広報に記載させていただく段取りとしておりますので、そちらでどういうやりとりがあったかということと、国のそれに対する正式な回答というのは、住民の皆様にご確認をいただけるようになんと文書で残したいと思っております。

○議長（塙野芳美君） よろしいですか。

5番、早川恒久君。

○5番（早川恒久君） 2点ほど、除染と解体についてちょっとお伺いします。

先ほど除染について7番議員からも質問あった中で、しっかりと今後のスケジュールを示してほしいという意見があったのですけれども、その中の回答でなかなか示しにくいというお話をあったのですが、示しにくいではやはり済まないと思うのです。特に帰還して、今後決まっていることで宅地内の山林については、表土の剥ぎ取りはやるということで決めているわけですから、もう新年度に入るわけですので、その辺までまだスケジュールが決まっていないのか、その辺をちょっとひとつお伺いしたいと思います。

それから、解体についてですけれども、前にも質問させていただきましたけれども、危険な建物ですか、こういったものが大分町内にもあったわけですけれども、大分解体が進んで少なくなってきたとは思うのですけれども、まだまだ危険な建物が見受けられます。その中でも、解体がもう日程が決まっているところもあると思うのですが、どうしてもその所有者と連絡がとれないとか、そういうところもあると思うのですが、特に町なかの大通り沿いにある危険な建物については、解除後やはり復興の妨げになることもありますので、その辺どうなっているのかちょっとお聞かせいただきたいのですけれども。

○議長（塙野芳美君） 坂川さん。

○環境省福島環境再生事務所本部長（坂川 勉君） まず、フォローアップ除染でございますけれども、今現在行っていますフォローアップ除染の中で、比較的線量が高いところ、そこは宅地周りの森林の表土剥ぎ取りも含めて行っておりますという、こういうご説明をいたしましたが、これに関してはもう既にフォローアップ除染は98%終わっていて、もうじき全体が一度終わると、こういうことになっております。

先ほど申し上げましたその後のもっと長期的な全体のスケジュールについて、今ちょっとここでお示しするのは難しいと、こういう趣旨で私ご説明をさせていただいたわけでありますけれども、また今後ともフォローアップ除染続きますので、今後どうやって進めていくのかと。どのように進めていくのかということにつきましては、また町当局にも改めてしっかりとご説明をさせていただきたいと思っております。

○議長（塙野芳美君） 中川さん。

○環境省福島環境再生事務所放射能汚染廃棄物対策第一課建物解体廃棄物処理推進室長（中川正則君）
解体につきまして回答させていただきます。

ご指摘のとおり、危険な家屋の解体を町役場とともにリストアップをさせていただきまして、進めているところでございます。しかしながら、ご指摘のような大通り沿いの例えば遊技施設ですとか、そういう施設からまだ解体の申請をいただいているところがございます。そういうところにつきましては、町役場と一緒にまして、所有者様に連絡をさせていただきまして、解体の申請までの手続を促して、働きかけをしてございます。そういう取り組みを地道ではございますけれども、1件1件丁寧にやらせていただきまして、早急な解体に着手できるように進めていくつもりでございます。ぜひまだ我々が把握できていないところあるかとございますので、一緒にまして、ご指摘いただきながらこのような手続進めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 坂川さん、宅地隣接の山も含めて何か98%というようなお話をありましたけれども、それだけ隣接部分の剥ぎ取りも含めて進んでいるかということと、それからその危険家屋については、今までこれは何回も議題になっているのです。全く踏み出していないのです。もう少しやはり積極的にこの危険家屋というものの対処は、国も当然主体性を持って、町と相談するのも結構ですけれども、もう少し踏み込まないといつまでも、議論があれ以来進んでいないのです。ぜひその辺含めてお願ひいたします。

坂川さん。

○環境省福島環境再生事務所本部長（坂川 勉君） 現在進めておりますフォローアップ除染、これに関しては98%終了しているということで、これは間違いございません。ですから、これはなるべく早く全体100%終えていきたい、このように考えております。

○議長（塚野芳美君） 中川さん。

○環境省福島環境再生事務所放射能汚染廃棄物対策第一課建物解体廃棄物処理推進室長（中川正則君）
危険家屋につきましては、例えばございますけれども、中央商店街に道路にはみ出ていたような部分がありましたが、あいだったところの地権者様に11月とかに当たりまして、解体の申請をいただきまして、12月、11月に撤去させていただきました。

また、6号沿いのガソリンスタンドの脇の傾いているような家屋につきましては、そちらも11月、

12月に当たりまして解体申請いただきまして、今1月から着工しております、2月にはそのあたりの解体も完了する予定でございまして、少しずつで大変恐縮ではございますが、少しずつ進めさせていただいているところでございます。

ただし、6号沿いの遊技施設ですとか、そういった大型の目立つ建物につきましては、どうしても所有者様の権利関係や債権、債務の関係で整理ができない部分ございまして、そういったところ環境省も一緒になりますて、解体ができるように手続を協力しながら進めさせていただいているところでございますので、スピード感持ってしっかり一生懸命やっているところでございます。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 5番、早川恒久君。

○5番（早川恒久君） 済みません、除染についてちょっと話がかみ合っていないようなのですが、私が申し上げているのは、宅地内に山林があった場合、20メートル以内です。その山林がある除染についての工程を示してほしいということなのですけれども、今本部長がおっしゃったのは、通常のフォローアップ除染の話なのです。今回新たにやると決めたのがこの宅地内の森林の除染を表土剥ぎ取りをやるということで、ここは除染すらまだやっていないのです。ですから、それはもう決まっている、やると決まったわけですから、新年度からすぐやるような方向で進んでいるのかどうかということを私は聞いているのです。それをお答えいただきたいと思います。

それから、解体につきましては、ある程度大分進んできたとは思うのですが、特に大きな建物の大通り沿いにあるものは、どうしても目につくところでありますので、いろんな方策を考えながら同意にこぎつけられるように早急にしていただきないと、やはりそういったものも風評被害につながってきますので、ぜひ早急に強くお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 中川さん。

○環境省福島環境再生事務所除染対策第一課事業管理専門官（中川春菜君） 宅地に隣接する森林のフォローアップ除染について工程なのですけれども、現在12月までに事後モニタリングが一旦終わりまして、今宅地と森林が隣接しているような宅地が一体どこで、それぞれ森林からの影響が、まず事後モニタリングでもある程度わかる部分ありますので、林縁部などでも測定をしておりますので、そういったところで今拾い上げ作業を行っているところでございます。なので、現時点で本来であれば何件ぐらいあるので、このペースでいくとどれぐらいですということを、そういうのを示せというお話かなと思うのですけれども、ちょっと今事後モニタリングの結果を取りまとめているところで、これから工程を組んでまいりたいと考えております。

また、並行して既に事後モニタリングの結果をこちらで取りまとめている最中にも、住民の皆さんから心配だという声をいただいておりまして、そういうお宅については、まだ全体の取りまとめが終わっていないから何も、待っていてということではなくて、随時調査に伺って、具体的に話を進めよ

うということになっております。ちょっとこちらについても、今何十件かたまっているものを順次消化中ですので、もしかしたら言ったのにまだお返事が来ないということになっている件も中にはあるかもしれません、順次作業を進めているところでございますので、そのような状況であることをご理解いただければと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（塚野芳美君） 中川正則さん。

○環境省福島環境再生事務所放射能汚染廃棄物対策第一課建物解体廃棄物処理推進室長（中川正則君） 危険家屋の件でございますが、ただいまご指摘いただきました点につきましては、ご指摘のとおりだと思ってございます。

環境省の解体事業といたしましても、復興の支障、住民の帰還への支障、またご指摘の風評被害ですとか、そういったところがああいった危険な目につく建物あるかと思います。そういったところ問題認識ただいまのご指摘踏まえましてしっかり持ちまして、早急にスピード感持って、解体の申請を待つということではなく、しっかり解体が進むように、できる限りあらゆる方策をとってまいりたいと思ってございます。引き続きご指導よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（塚野芳美君） 5番、早川恒久君。

○5番（早川恒久君） 除染については、新年度予算ももちろんついていると思いますので、いつもそうなのですけれども、新年度入って4月から除染がとまってしまうのです、1ヶ月ぐらい。新年度で準備段階だか何だか知らないのですけれども、やはりそういうのはもう事前に決まっているわけですから、この宅地内の除染については、もうどこにあるかというのも把握しているはずなのです。ですから、4月からすぐにできるような体制でやっていかないと、もう4月から帰る町民もいるわけですから、本当早急に4月からできるように努力をしていただきたいと思います。

あと、危険家屋については、大分ご努力されているということは理解していますが、引き続き町と一丸となって進めていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○議長（塚野芳美君） 坂川さん。

○環境省福島環境再生事務所本部長（坂川 勉君） ただいまのご指摘の点、年度の変わり目でそこでストップしないように、スムーズに続けられるように、私どもそこは工夫しながらしっかり対応してまいりたいと考えております。

また、危険な建物に関しましても、なかなか申請をいただかなければできないという、そういうことはあるわけでございますが、私どももよくよくご説明を差し上げるなり、また権利関係の調整などもできるだけ我々も協力をするということで、少しでも早く解体できるように取り組んでまいりたい考えております。よろしくお願ひいたします。

○議長（塚野芳美君） そのほかございませんか。

13番、渡辺三男君。

○13番（渡辺三男君） 二、三点お聞かせ願います。

まず、関連の案件なのですが、県にお聞きしたいのですが、さっきのイノシシの問題、質疑応答でやりとり聞いた中で、県の答弁は全く現状に合っていない、かけ離れていると、そう言わざるを得ないと。といいますのは、イノシシが山林とか竹やぶとか農地を荒らすと。それを避けるためには、当然草刈りなどをやってできるだけそういうすみかにする場所をなくすなんていう答弁でしたが、今そんな問題ではないのです。もう宅地内を荒らして困っているのです。町民は非常に困って、いろいろな苦情が来るのです。もう1つしかないのです。まず、町民全員が帰ってイノシシを追い払うか、駆除隊がもう何百人とつくってイノシシを退治するか。あと一つは、やっぱり宅地を守るために電気牧柵の補助金などを創設するとか、そういう問題なのです。山にイノシシいようが、田んぼにイノシシいようが、今そんなところは関係ないのです。宅地荒らされて困っているのです。専門家会議立ち上げようが何しようが、そんなことは3年、5年先の話です。まずは、町民は自分の宅地を守らなくてはならないのです。宅地を守るのにどうするのですか。専門家会議立ち上げれば宅地守れるのですか。その辺切実な思いなのです。今4月1日解除となれば、解除を控えて切実な思いを訴えているのです、町民は。もう少し真剣になって考えてください。

あとは、富岡町内にある県道の管理とかそういう部分も、本来であれば高速からおりてあの一橋ですか、あそこの直角に曲がっているところ、またJRのアンダーの下くぐる場所、あのバイパスだつてもう本来はできていなければならぬのです、本気になって考えてくれば。それ今さら悪いところあつたら言ってくださいなんていうのは話ありますか。あそこの部分の土地買収とかそういうものは全部完了したのですか、その辺も教えてください。

あと、フォローアップ除染98%完了したということで、一生懸命やって98%、約100%近くで完了したということありがたい話なのですが、ぜひこのフォローアップ除染で徹底した線量の低減を図ってもらいたいのですが、平均値でいうと0.65くらいですか、0.65ですね。これ他の数字はちょっと見られないものですから、自分のところで言わせてもらうと、0.65には平均値でいうとほど遠いのです。0.8とか0.9ある場所が結構あるのです、あの100坪くらいの土地の中で。それはそれで、努力してやってもらっていることは認めます。事後モニタリングとか、その次のフォローアップの除染にかかるまで3ヶ月、半年、1年かかられたのでは困ります。わかった時点ですぐにかかってもらわないと、次の手段に。今切実な思いは、我々はもう4月1日解除となれば、やっぱり戻る人もいっぱい出てくるわけですから、そういうところを優先に事後モニタリングできているのであれば、0.23になるまで多分やってくれるのかなと思うのですが、まず第1段階として、事後モニタリングできていって完了していく、4月1日になったら帰るという人のうち、0.5とか0.4を目指して早急に私は着手してくれるべきだと思うのです。現実的にフォローアップ除染実際もう九十何%終わっていますから、仕事ももうないので。それで、除染携わっていた人たちがみんな終わりになって、引き揚げていっているのです。だから、そういう引き揚げないで次にかかるような方法をとっていただきたい。

環境省さんは、そういう部分では最初から見ると大分努力していただいていることはわかるのです

だけれども、努力は最終的に結果が伴わないと努力になりませんので、だから早急にまずはやってもらわないと困ると、私はそういう切実な思いがありますので、ぜひ目標をきちんと立ててやっていただきたいと。平均値では物事言ってもらっては困るよと私何回も言いましたが、100坪の土地の中に平均で0.3になりましたよと。高いところは、東の角が1マイクロありますよと言ったら、もうそれは影響範囲で住める土地ではないですから、そうでしょう。だから、そういうところを徹底して下げていってくれているのはわかりますが、その辺は高いところあればまたもう早急に着工するという形を踏まえてもらわないと困ります。

あと、解体なのですが、解体のその危険家屋は、当然持ち主から印鑑もらわないとできないと思いますので、その辺は十分努力していただいているのかなと。ただ、危険家屋以外に石の処理とか木の処理とか、当然この石の処理とか木の処理は、本来は除染の中で片づけておかなければならぬ問題だったのかなと思うのです。それが石は処分する場所がないから持つていかないと。処分する場所なかったら持つていかないと、当然なような言葉に聞こえるのです。町民は線量の高い石があれば、ではどこに持つていくのですか。それも影響範囲の1つになりますから、早急の課題として石とか木とか、そういう部分は早急に持つていって処理していただきたい。私簡単だと思うのです。仮置き場の中に持つていっておけばいいわけですから、それなりの処置をして。何のために私たちの地区仮置き場に提供したかわからなくなってしまうのです。まだまだ余っていますよね。だから、そういうことを一つ一つ考えると、全てが人ごとになってしまします。だから、そういうことはやっぱり今解除の議論で目の先にもう解除が来ているのですから、そういうことはびっちりもう答弁していただかないと困ります。新年度の予算どうのこうのではなくて、もう今解体中のものからは持つていきますよとか、そういうことはぜひお願ひしたいと。

あと、解体はすばらしい数字で、解体の数字出ていますよね。約1,750件の申請のうち900件完了して、年度内に400件解体するということで、すばらしい勢いで今進んでいるのです。ただ、一番ここ二、三日風がかなり吹いていたのです。私も、きのうもおとといもちょっと富岡に行っていたのですが、どうしてもその後ろに山をしょっているところなんかは、風吹くとやっぱり線量が少し上がるのです。それで、その線量上がるからそこがどうのこうではなくて、今曲田に集中して工事入っていますよね。解体の車も走るし、工事車両も走るということで、例えば4月1日解除になったとすれば、曲田地区に町民が少なくとも100人以上は住むわけです、あの復興住宅に。そうした場合に、常にやっぱりあれだけの車が走っていると、ほこりが舞い上がって空間線量上がらないのかなと思って私不安持ったのです。だから、これは要望しておきますけれども、抜き打ち的に通行量の多いときにちょっと空間線量はかっていただければありがたいなと、この点は要望しておきます。

今何点か言った質問なのですか、お答えいただければありがたいと思います。

○議長（塚野芳美君）　守岡さん。

○福島県避難地域復興局次長（守岡文浩君）　まず、第1点でございます。鳥獣被害対策の部分でご

ざいます。私先ほど4つの対策と申しました中には、住宅周りのそういった鳥獣被害を防止するための例えば、こちらちょっと小さくて申しあげございませんが、ワイヤーメッシュと呼ばれる柵とか、あとは電気柵、こういったものを住宅周りにきちんとこれも張るということを対策の一つとして挙げてございます。これを現在国には予算面でしっかりと支援願いたいということを今要望しているところでございます。

あと、2つ目でございます。県管理道路の部分の補修がおくれているということで、これは大変申しわけございません。今富岡土木事務所では、毎日のように回りながら、危険箇所等の確認をしながら、必要であれば修繕等をしているところでございます。今ちょっと議員おっしゃるその場所というのは、具体的に後ほどちょっとまた教えていただきながら、そこの部分どうなっているのか。そこは富岡土木所すぐに伝えながら、現在どうなっているのか確認してまいりたいと思いますので、もしおくれているようであれば、もうそこはすぐにやるように調整をしていきたいと考えております。よろしくお願ひします。

○議長（塙野芳美君） 坂川さん。

○環境省福島環境再生事務所本部長（坂川 勉君） まず、除染の関係でございますけれども、今ご指摘ありましたように、今後避難指示が解除されて帰還がどんどん進むということになりますと、やはりその支障にならないようにということが大変大事なことでございますから、早く帰りたいと、こういう人のところを優先するというところは、我々もそこは十分配慮しながら進めてまいりたいと思っておりますし、それから先ほど来申し上げてきた98%フォローアップ除染が完了したということございますが、これが100%終わらないと次に行かないということではなくて、その一度フォローアップ除染をしたところでも、事後モニタリングの結果を見て、またその地権者の方からご要望があつて早くやってほしいと、こういうところについてはスムーズに、速やかに対応するようにしてまいりたいと、このように考えております。

それから次に、解体の関係でございますが、庭石の処理の件でございますけれども、この件に関しましてはいろいろご要望もいただきましたので、解体においてこの庭石に関しましては、それぞれのご希望や状況踏まえまして、撤去できるように調整をしてまいりたいと考えております。

また、解体工事以外のところ、本来除染で対応すべきだったところもあるのではないかと、こういうご指摘もございました。ですから、フォローアップ除染の中で庭石が高いというものがいれば、恐らく石によっていろいろやり方が変わるのでないかと思いますけれども、関係人の方とよくご相談をした上で、さらに除染でもって線量を下げる方法がないかどうか、これも検討させていただきたいと思っております。

それともう一つ、解体のところで車が集中をするという、確かにそういう場合も中にはあると思います。そういったところで線量がどうなっているのかということ、ここについても私ども不安を招かないようにしっかりと測定についてもこれも進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 13番、渡辺三男君。

○13番（渡辺三男君） イノシシの問題に関しては、ネットフェンスとかそういう部分の補助を国に要望している。要望では遅いのです。即県単独でも事業を起こしてもらわないと。国と相談して後で補填をしてもらうということでやってもらわないと、そんな要望している段階では解除なんか何年先かわからないです。もうとにかくイノシシは心配ないから、100%でもう県が補助するから、電牧でもネットフェンスでも何でもやってくださいよと、そういう答弁が欲しいのです。

あとは道路の問題も、道路を所管している課ではないとわからない部分あろうかと思いますので、バイパス小野富線のＪＲのアンダーのあの直角な部分に関しては、多分32年だか33年完了ということになっているかと思うのです。そうやってこれだけ震災で道路状況、交通量が変わっている中で、県はさきに決めたのは一切曲げないでそれを通している、そういう部分すごく理解できない。県の力であれば、あんなもの1年あればつくれると思うのです。私は、そういう議論をしたいのです。ぜひ鋭意努力していただきたいと要望しておきます。

あとは、フォローアップ除染九十何%完了しているということで、全部終わらないと先に進まないよということではないということはわかりました。ただ、現状はそうなってしまっているのです。今除染の人たちみんな引き揚げているのです。半分以上引き揚げたのです。ということは、やらないから前に進めないのでしょう。だと思うのだ、私は。清水さんが終わり、ゼネコンさんで大林工区さんが終わり、今フォローアップ除染大半やっているのは鹿島さん。鹿島さんも、人は半分くらいもう引き揚げたのではないかなと思うのです。だから、今年度は100%終わりに近いから、人をもう下げていっているわけでしょう。だから、そんなしてまだまだやらなくてはならないやつがあるのに、そうやって先に進んでいただけませんかと私は言っているのに、現状をよく把握していないのです。だから、その辺をスピード一に進めてもらわないと、切れ目があってしまうと我々はやっぱり不安になるのです。次やっていただけるのかなという不安が出てきますので、先ほどの宅地内の森林の除染なんかもそうです。場所によっては、自分の宅地と思っている中に森林3反歩も5反歩も含んでいる人たちもいるのです。そこ全部やってくれませんかということ言っているのだけれども、環境省さんはあくまでも影響範囲の20メートル、あとは調査をして奥まで30メートルでも50メートルでも影響範囲に入ってくるのであれば、影響しているのであればやりますよということなのだけれども、それはもう影響云々ではなくて、町なかだったら全部やらないと、その持ち主のところには影響なくても、違うほうに影響行くのです。だから、そういうことを言っているのかなと思うのですが、さっぱりやっぱり基本の影響範囲20メートルという概念から逃れられないから、そういう部分の私は答えが出てこないのかなと思いますので、その辺もう一回答弁ください。

あと、解体に関しては、解体はいろいろ今まで問題ありましたが、件数の問題でも何でもすごいスピードで今から正月過ぎから400件くらい解体目標になってますが、すごい目標でそれに向かって

進んでいってくれていることはわかります。理解しています。年度越しの800件なんていう数字も出しているだけで、切れ目なく今から解体は進んでいくのかなと思いますので、私評価する部分は評価していますので、きちんとやっぱり環境省さんでやっていただくべきことはやっていただくと。石の問題とか木の問題とか、今まで除染で片づけるものを実際やっていないのですから、そういう部分も早急に答えを出してやっていただきたいと。でないと、富岡町特に仮置き場1カ所に絞っているわけですから、1カ所に絞ってあれだけ膨大な面積を仮置き場に提供している人たちが泣いてしまいます今あえてシート引いたところだって、もうめぐれて草ぼうぼうになっているところいっぱいあるのです。仮置き場の中の管理すらできていないのです。では、何のために借りたのだということになるでしょう。借りた置く場所あるのだから、そういうところに幾らでも持つていけるはずなのです。置く場所ないのであれば、それはいろいろまた町と相談すべき問題だと思いますが、仮置き場の中入って見てみてください。シート引いたところめぐれて草ぼうぼうになっているところいっぱいありますから、本当に情けない話です、貸したほうから考えると。その辺を十分検討して、現状に合った政策を手早く出してもらわないと我々困りますので、よろしくお願ひします。

○議長（塙野芳美君） 坂川さん。

○環境省福島環境再生事務所本部長（坂川 勉君） まず最初に、除染に関しましては今後3月、4月とこういう時期を迎えてくるわけでございますけれども、そこで間があかないようにという、先ほども同じようなご指摘がございました。これについては十分注意して、引き続きずっと続けてやっていけるようにしたいと思いますし、そのあたりのことについても、受注者のJVとはよく相談をしながら、きちんと対応できるように進めてまいりたいと、このように考えております。

それから、その影響範囲のことでございますけれども、私どもも通常一般的には20メートルというようなことで、まず原則としてやっておるわけでございますけれども、しかし現場現場によって地形の違いなどによって、必ずしもそうではないと、こういう場合もあるということございますので、そのところは実際の影響の状況をよく見ながら柔軟に対応させていただきたいと、このように考えております。

それと、あと仮置き場についてもご指摘がございまして、富岡町の場合には非常に大きな広い仮置き場をお借りすることができて、その点は私ども大変助かっているわけでございますけれども、そういった中で管理がよくないというご指摘もありましたので、そこはもう一度よく現場を確認させていただいて、そういうご懸念がないようにしっかりとまた管理にも努めていきたいと思っておりますし、また有効に使えるように努力してまいりたいと考えております。どうもありがとうございます。

○議長（塙野芳美君） 守岡さん。

○福島県避難地域復興局次長（守岡文浩君） 議員ありがとうございます。

まず、イノシシでございますけれども、具体的なそういうメッシュ柵等の取り組みにつきまして

国と具体的にこういったものをやるべきだという内容を本当に早急に今調整しております。そういうふた具体的の話を今進めておりますので、ご了解いただければと思います。

それと、先ほどの小野富岡線の件でございますが、これは高津戸工区の部分でございましょうか。こちらにつきましては、町当局で地元建設事務所、これが先ほど議員からご指摘があったとおり30年代前半の開通を目指しまして、そういうしっかりと早急に進めるよう今現場で頑張っておりますのでよろしくお願ひいたします。

○議長（塚野芳美君） 13番、渡辺三男君。

○13番（渡辺三男君） ありがとうございます。

中身に関してはある程度理解はしました。一番は、やっぱり今4月1日の解除を目指しての議論だと思うのです。もう1ヶ月くらいしかないので、40日、45日くらいですか、50日ですか。そういう中で、やっぱり解除を目指しての議論ですから、的確にきちんと質問した内容に答弁いただかないと困る案件が、重要な案件ですので、ぜひこれで終わらないと思いますので、その辺を4月1日解除できるように国でも答弁をスムーズにいただければありがたいと思います。今後まだ何回かあろうかと思いますから、ぜひ今言った質問に対して、質問またするということではなくて、その方向で進んでいただければありがたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（塚野芳美君） そのほかございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） それでは、質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

以上をもちまして付議事件1、避難指示解除についてを終わります。

ここで、国及び県の職員の皆様には退席いただきたいと思います。

説明者入れかえのため暫時休議いたします。

休 議 (午前11時36分)

再 開 (午前11時38分)

○議長（塚野芳美君） 再開いたします。

次に、その他に入ります。

執行部から何かございませんか。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 議員から何かございませんか。

12番、高橋実君。

○12番（高橋 実君） 先ほど質問の中で13番さんも言っていたのだけれども、あと何回ぐらいあるのだ、この帰町問題に関しての全協などは。

○議長（塚野芳美君） 町長、その辺はどうお考えになりますか。

町長。

○町長（宮本皓一君） 今議員がご指摘の件であります、きょう国でも持ち帰るというようなものもありました。そういう意味では、皆さん納得できる回答がきょう得られなかつたということありますから、再度これらについては検討してまいりたいと思います。

○議長（塙野芳美君） 12番さん、よろしいですか。

○12番（高橋 実君） 了解。

○議長（塙野芳美君） そのほかございますか。

13番、渡辺三男君。

○13番（渡辺三男君） 町長、持ち帰って回答という話になりましたが、町として準備期間というの何日か必要だと思いますので、その最大のピークどのくらいまでというのがあれば、例えば1月いっぱいとか2月半ばとか、そういうのがあればわかりやすいのかなと思うのですが。

○議長（塙野芳美君） 町長。

○町長（宮本皓一君） 議員ご指摘の点は、スケジュール的なものだと思います。町としても、今皆さんからさまざまご意見をいただいているところですから、これらの意見を国が持ち帰るというようなことで、検討させていただきますというような話もありましたので、これがいつの時点で回答が上がってくるのか、それらを踏まえながら、当然国では4月1日というようなことで進めているはずですから、それに支障のないような状況はつくてくるのだと思います。今ここで皆さんに町長からこの時期までというようなことが申せないのは甚だ残念ですが、そういう結果でありますので、ご理解賜りたいと思います。

○議長（塙野芳美君） そのほかございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塙野芳美君） なければ、以上をもちまして富岡町議会全員協議会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

閉 会 (午前11時41分)